

小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン

平成 29 年 11 月

雫石町役場 環境対策課

目 次

1. 小売業者の引取義務外品について	1
(1) 小売業者の引取義務について	1
(2) 小売業者の引取義務外品とは	2
2. 小売業者の引取義務外品の回収体制について	3
3. 小売業者の引取義務外品の回収体制構築のための取組について	4
4. 雫石町で家電リサイクル対象品目の回収を行っている小売業者について	5

1. 小売業者の引取義務外品について

(1) 小売業者の引取義務について

特定家庭用機器再商品化法(抄)

(引取義務)

第9条 小売業者は、次に掲げるときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を排出する者(以下「排出者」という。)から、当該排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場所において当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

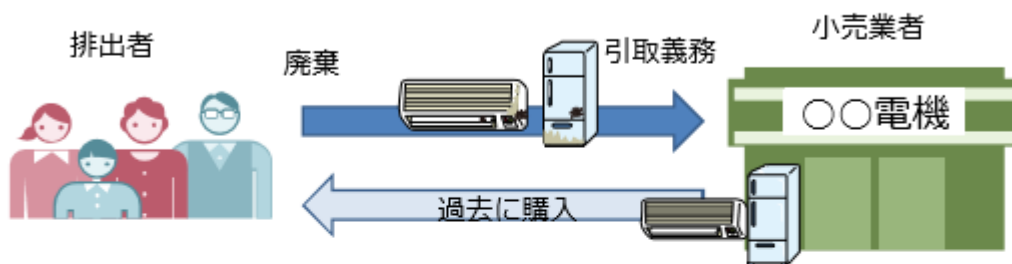
- 一 自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。
- 二 特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

特定家庭用機器再商品化法第9条では、家電4品目を扱う小売業者(以下、単に「小売業者」といいます。)の引取義務について規定しております。

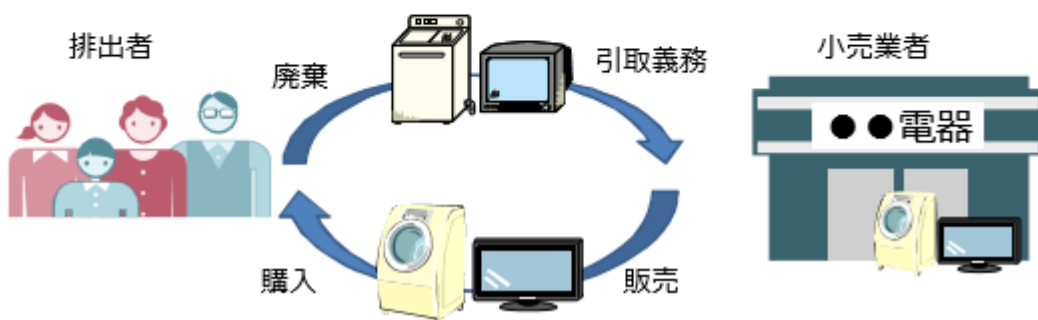
小売業者は、①過去に自ら小売販売した特定家庭用機器が廃棄物となったため、排出者から引取りを求められたもの及び②新たに小売販売をするのと引替えに、排出者から引取りを求められた同種の特定家庭用機器廃棄物の引取りを義務づけられています。

【図表1 小売業者に引取義務のある特定家庭用機器廃棄物】

■過去に購入した小売業者による引取り



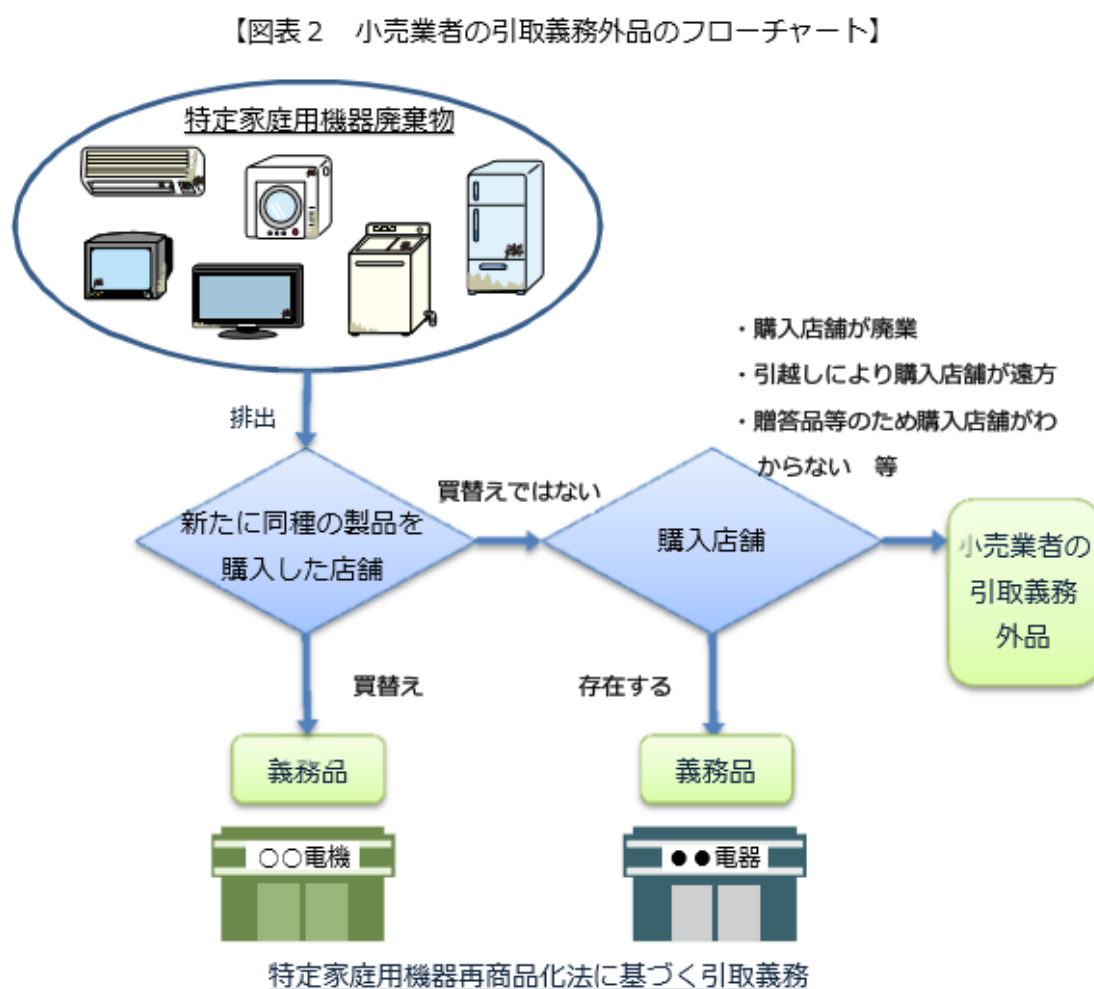
■買替え時の小売業者による引取り



(2) 小売業者の引取義務外品とは

小売業者の引取義務外品とは、過去に購入した小売業者が存在せず、同種の製品の買替えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物をいいます。例えば、購入した小売業者が廃業しており引取りを依頼できない、譲り受けたものや贈答品のため購入した小売業者がわからず引取りを依頼できない、引越しにより、購入した小売業者が遠方になったため引取りを依頼することが現実的に困難である、というような事例があります。

【図表2 小売業者の引取義務外品のフローチャート】



2. 小売業者の引取義務外品の回収体制について

(1) 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築の必要性について

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書※(抄)

小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(いわゆる義務外品)については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある。

※中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ合同会合(平成26年10月)

上記の報告書(抄)に記載のとおり、小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されていないことにより、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や違法な廃棄物回収業者への引渡し等につながるおそれがあります。違法な廃棄物回収業者へ引き渡された特定家庭用機器廃棄物については、不法投棄、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出される不適正処理、不適正な管理による火災などを引き起こしている事例が報告されています。さらに、消費者と回収業者の間でトラブルが発生することもあります。そのため、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村は、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要があります。

なお、環境省の調査によると、平成25年度の特定家庭用機器廃棄物については、不法投棄台数が約9万2千台であり、推計で約161万台が不適正処理されています。

3. 小売業者の引取義務外品の回収体制構築のための取組について

【小売業者の引取義務外品の回収体制の構築の要件】

雫石町では、図表5の①から⑧までのいずれかの方式で小売業者の引取義務外品を回収し、さらに②から⑧までの方式については、回収に関する定期的な確認や住民への情報提供を行っている場合に、小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されていると判断しております。

【図表5 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築の要件について】

い
ず
れ
か

- ① 町が回収(直営・委託)
- ② 町と協定等を締結した家電小売業者が回収
- ③ 町から依頼を行った家電小売業者が回収
- ④ 家電小売店団体が設置した受付センターが回収
- ⑤ 町と協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収
- ⑥ 町から依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収
- ⑦ 一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収
- ⑧ 一般廃棄物収集運搬許可業者※が回収(上記⑤～⑦以外で、市町村が当該業者の名称及び連絡先を広報等に掲載していること。)

※一般廃棄物収集運搬許可業者には、再生利用指定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号)を受けた事業者が含まれる。

+

・②～⑧の場合に共通的な取組(回収に関する定期的な確認・住民への広報)

環境省 小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン 抜粋

4. 雫石町で家電リサイクル対象品目の回収を行っている小売業者について

町では家電の廃棄にあたり、以下の小売業者が回収を行っております。

(平成 29 年 11 月 20 日現在)

店名	住所	電話番号
有限会社ササショウ	雫石町上町東15-2	692-2262

引取り料金 一例

対象家電	料金
テレビ(15 型以下)	5,500円
テレビ(16 型以上)	6,700円
冷蔵庫・冷凍庫(170 リットル以下)	7,500円
冷蔵庫・冷凍庫(170 リットル以上)	9,000円
洗濯機・衣類乾燥機	5,300円
エアコン	4,000円

引取り料金は一例なので詳細については、小売業者に直接問い合わせるなどし、ご確認ください。

また、今後対象品目の回収を行う業者が増える場合、必要に応じてガイドラインを修正することとします。